

福生市公共サイン整備方針



本町
90・1
福生市

福生市
平成25年3月

目次

I	整備方針の目的等	
I-1	整備方針の目的等	1
I-2	整備方針の対象	2
II	整備にあたっての基本的な考え方	
II-1	公共サイン整備の基本的な考え方	4
II-2	福生らしい公共サイン整備のための基本的な考え方	5
III	整備方針	
III-1	配置・設置基準	7
III-1-1	配置方法	7
III-1-2	デザイン	11
III-1-3	設置の高さ	14
III-1-4	構造	16
III-2	表示基準	17
III-2-1	書体	17
III-2-2	文字の大きさ	18
III-2-3	色彩	20
III-2-4	言語表示	21
III-2-5	ピクトグラム	24
III-2-6	矢印	25
III-2-7	距離表示	25
III-2-8	案内図表示	25
III-2-9	所在地表示等	27
III-3	福生らしい公共サインの整備	28
III-3-1	3つの景観ゾーンの意識付け	28
III-3-2	ゾーンカラーの抽出	29
III-3-3	福生らしい公共サインデザインの検討	30
IV	今後のサイン整備に向けて	
IV-1	今後のサイン整備に向けて	34
	資料編	
資料-1	策定体制	36
資料-2	全国統一ピクトグラム例	37

I 整備方針の目的等

I-1 整備方針の目的等

(1) 整備方針の目的

本市は、都心から西へ約 40km と通勤・通学に便利な位置にあり、武蔵野台地の西端に位置し多摩川の河岸段丘上にひらけたまちである。横田基地が市域の約 3 分の 1 を占めているため、基地部分を除くと行政面積は都内 26 市中では 2 番目に小さい。(東西約 3.6km、南北約 4.5km、面積は約 10.24 k m² : 内、横田基地約 3.317 k m²)

また、狭い市域ながら鉄道は 4 路線(JR 東日本 3 路線、私鉄 1 路線)5 駅あるなど交通の便に恵まれたまちであり、道路交通網も整備され首都圏中央連絡自動車道の日の出インターチェンジやあきる野インターチェンジをはじめ、中央自動車道の八王子インターチェンジなどへもアクセスしやすい環境にある。

このように、利便性が良く居住者のみならず多くの人が行き来するまちであることから、これまで主要施設の立地に伴い、公共施設や市の代表的な観光施設などへの案内・誘導等に係る公共サインを適宜設置してきたところである。

しかしながら、各施設管理者においてこれまで設置してきた公共サインは、経年劣化等によりその設置目的を果たしていないものや、表示内容の整合性や表示の統一性が必ずしも図られていない状況であること、必要箇所に設置されていない場合があることなどから、今後の公共サイン整備に際し、基準となる方針を定める必要が生じてきたところである。

また、本市では平成 18 年 12 月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「東京都福祉のまちづくり条例」等に準じ、福生市総合計画（第 4 期）に掲げる「だれにもやさしい安全なまちづくり」及び「安心に満ちたまちづくり」を実現するため、平成 23 年 3 月に「第 2 期福生市バリアフリー推進計画」を策定し、平成 24 年 3 月には「福生市都市計画マスタープラン」の改定を行い、だれもが公共施設等を円滑に利用できる社会の実現に取り組んでいる。

そこで、これらの計画と整合を図りながら、共通の方針に基づき、だれもがわかりやすく親しみやすい公共サインの整備を推進し、また、公共サイン整備とあわせた福生らしさを創出するため、統一的な基準や考え方及び福生らしい公共サインのあり方等を示すことを目的とし、本整備方針を定める。

(2) 整備方針の対象区域

福生市行政区域内全域とする。(横田基地を除く)

I-2 整備方針の対象

公共サインとは、人々にまちの地理、方向、施設の位置等に関する情報を提供する媒体である標識、地図、案内誘導板等の総称で、公的機関が公共空間に設置するものである。

本整備方針で対象とする公共サインは、公共施設や市の代表的な観光施設などへの案内・誘導等を目的とし、市が設置する案内・誘導サインや、位置を示すサインを対象とする。

(1) サインの種類

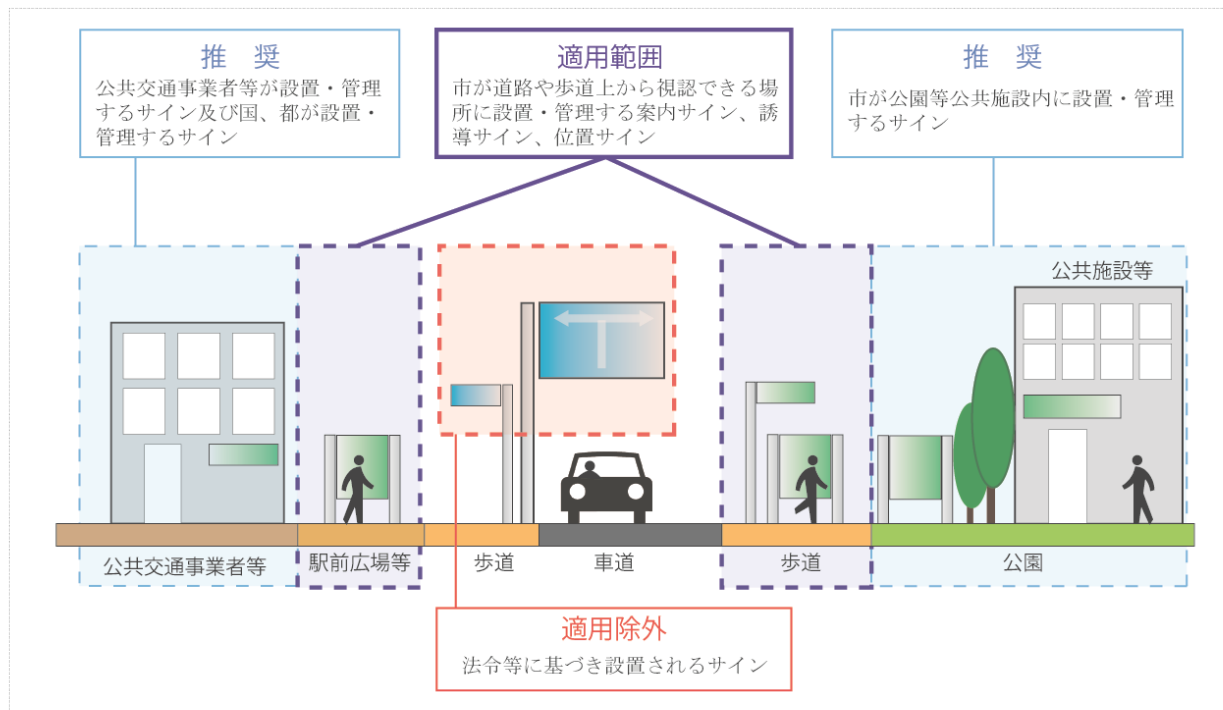
- ・案内サインとは施設等の全体像や位置関係等を表示するサイン
- ・誘導サインとは施設等の方向や距離を表示するサイン
- ・位置サインとは施設等の位置・名称を表示するサイン
- ・その他に、施設利用に関する情報を表示する説明サインや利用者に禁止、危険、注意を訴え行動を規制する規制サインなどがある。

(2) 対象とするサイン及び適用範囲

本方針は、市が道路や歩道上から視認できる場所に設置・管理する案内サイン、誘導サイン、位置サインに適用するものとする。また、規制サイン及び説明サインについては、配置目的や表示内容が多様であることから推奨とし、可能な範囲で適用を図るものとする。

その他、本方針の推奨、適用除外とするサインの範囲については、次に示す図及び表のとおりとする。

◆図一対象となる公共サインの範囲



※本整備方針では規制サインと説明サインは推奨とする。

◆表一対象とする公共サイン一覧

区分	対象となる公共サイン	市内設置事例	備考
適用	市が道路や歩道上から視認できる場所に設置・管理する案内サイン、誘導サイン、位置サイン	 △案内サイン(福生駅東口)	—
		 △誘導サイン(ほたる公園)	
推奨	市が道路や歩道上から視認できる場所に設置・管理する規制サイン、説明サイン	 △説明サイン(地頭井戸)	まちの景観との調和に配慮し、可能な範囲で適用を図る
	 △規制サイン(横断危険)		
	市が公共建築物内に設置・管理するサイン	 △案内サイン(福生市役所)	新たな公共施設の建設、施設内サインの整備の際に可能な範囲で適用を図る
	 △誘導サイン(福生市役所)		
	市が公園等に設置・管理するサイン	 △福生加美上水公園	公園等の景観との調和に配慮し、可能な範囲で適用を図る
	 △せせらぎ遊歩道公園		
	国、都が設置・管理するサイン	 △国土交通省	—
 △東京法務局			
公共交通事業者等が設置・管理するサイン	 △拝島駅構内	—	
 △福生駅前バス停			
適用除外	法令等に基づき設置されるサイン	 △国道16号付近 案内標識	—
		 △新興多摩街道 案内標識	—

Ⅱ 整備にあたっての基本的な考え方

Ⅱ-1 公共サイン整備の基本的な考え方

本市の公共サイン整備にあたっては、以下の三つの基本的な考え方を重視する。

(1) だれもが安全・安心して移動できる公共サインの整備

- ユニバーサルデザインの視点を重視し、誰もが見やすく利用しやすい表示とすること。
- 移動のために必要な情報をシンプルに表示し、表示面の見やすさを確保すること。
- だれも見つけやすく、かつ歩行者等の移動の支障とならない位置に設置すること。

(2) 思いやり・おもてなしの心を大切にした公共サインの整備

- 移動ルートと分岐点、誘導拠点ごとに必要な種類のサインを効果的に配置すること。
- サインに表示する掲載内容は、公共性の高いもの及び更新頻度の低いもので、正確かつ必要な情報であることを十分検討すること。
- 子どもから高齢者、外国人などにも正しく理解できるよう、分かりやすい手法で表示すること。

(3) 景観に配慮し、福生らしさ、地域の個性が感じられる公共サインの整備

- サインのデザインは、景観や周辺環境に配慮するとともに、誘導案内に必要な機能や装飾を中心に、できるかぎりシンプルなものとする。
- シンプルで統一性・連続性のあるデザインを基本としながら、福生らしさ、地域らしさを感じるデザインとなるよう工夫すること。

◆駅前のにぎわいを感じる街並みと、歴史・文化の薫り漂う街並みなど、地域によってまちの表情が違い、それが個性となっている。

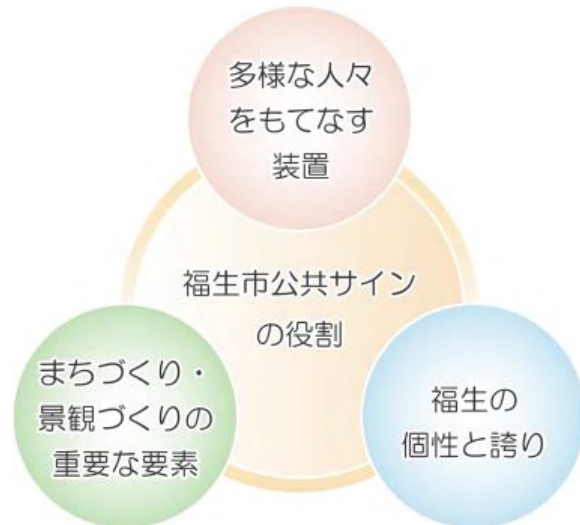


II-2 福生らしい公共サイン整備のための基本的な考え方

(1) 公共サイン整備の果たすべき役割

公共サインの大きな役割については、多様な人々を安全・安心に誘導・案内する本来の機能にあわせ、福生市のまちづくり、景観づくりに大きく関連する要素として捉える。

また、特徴づけを行うことで福生市の個性を表出し、広く市民や来訪者に親しまれ、誇りとなる役割を担っていると考えられる。

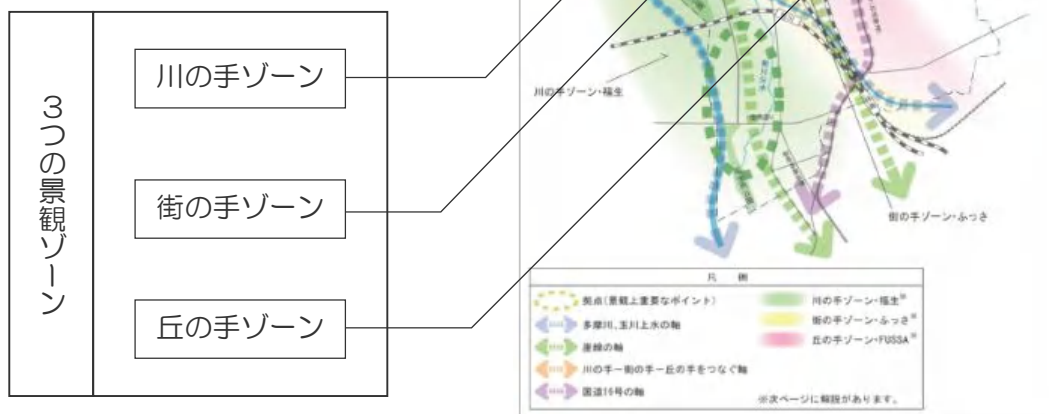


(2) 公共サイン整備における「福生らしさ」の捉え方

着目点1: 「福生市まちづくり景観基本計画」における3つの景観ゾーン

景観づくりの方針で示された3つの景観ゾーンは、景観まちづくりを進めていく上で重要なベースである。

公共サイン整備においてもそれらのゾーニングに着目し、一体的・先導的な整備効果による福生らしさの実現を目指す。



▲「福生市まちづくり景観基本計画」上の景観づくりの方針図

着目点2：「ふっさ十景」、「玉川上水散策コース」など特徴ある資源

市内に点在する歴史・文化資源を中心として選定されている「ふっさ十景」や「玉川上水散策コース」は、本市の個性であり貴重な財産である。

公共サイン整備にあたっては、それらの位置づけを広く市民に周知しながら、情報を発信し、遊歩道等の整備と一体的なネットワーク化を図るなど、個性がきらりと光る福生らしさの実現を目指す。



▲「玉川上水散策コース」案内板

着目点3：「外に出て歩きたくなる」まちづくり

みんなが外に出て歩きたくなるまちは、本市の目指す景観にかかる将来の姿である。

多くの市民が利用する公共施設への道案内を、市の計画と連動し、公共サインを通じて提供することにより、だれもが安心して気軽に外に出たくなるまちづくりを推進し、優しさ、もてなしが感じられる福生らしさの実現を目指す。

Ⅲ 整備方針

Ⅲ-1 配置・設置基準

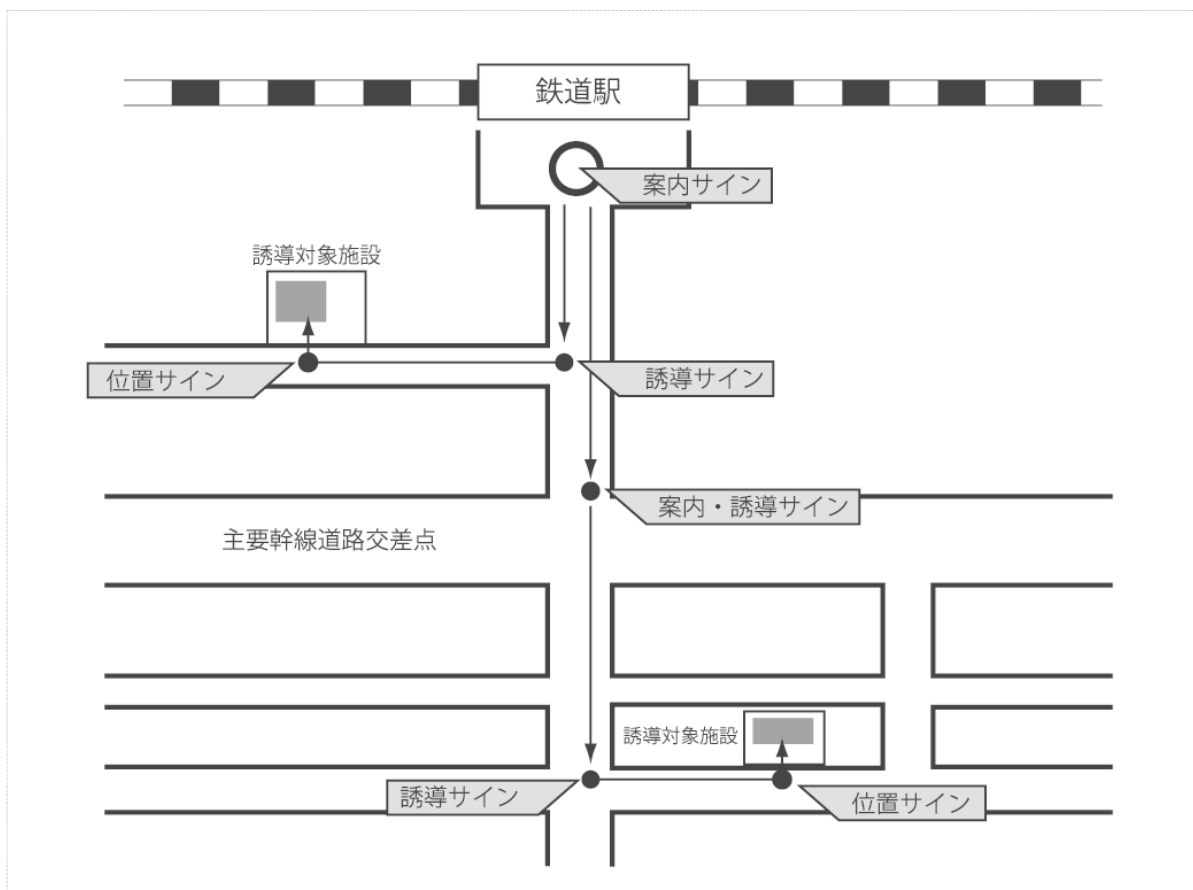
Ⅲ-1-1 配置方法

【必要なものを必要な場所に】

(1) 共通基準

- ・一定の地域内での現在地を正確に把握し、目的地までの距離と方角を認識することを第一の目的として、歩行動線の起点である駅前等や、必要に応じ動線の分岐点である主要交差点に案内サインを設置する。
- ・駅前行動起点から誘導対象施設までのスムーズな移動が可能となるよう、分岐点において適切に誘導サインを配置する。
- ・サインの設置にあたっては、歩行者等の安全に十分配慮し、歩行者の移動に対する支障や、自動車等に対する死角とならないように留意する。
- ・誘導対象施設においては、施設の名称が明確に判断できる位置サインを、施設のデザインや周辺の景観との調和に配慮しながら適切に設置する。
- ・サイン設置箇所の有効利用や景観への配慮の観点から、誘導サインと案内サインが至近距離に設置される場合は、できるだけサイン施設の一体的な設置を行う。

【配置の基本パターン】



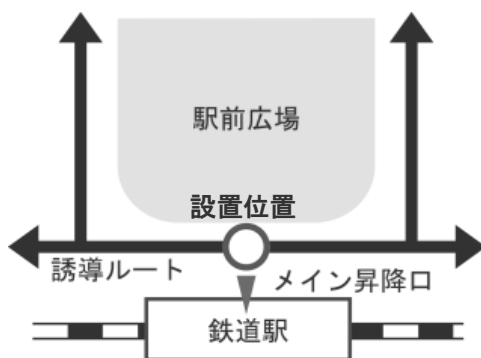
(2) サインごとの個別基準

【案内サイン】

- ・ 駅前や主要幹線道路交差点など動線の結節点に配置する。
- ・ 特に駅周辺等の多くの人が通行する場所においては、通行の支障とならないよう配置する。
- ・ 道路上に配置する場合は、歩車道境界線寄りと敷地境界線寄りのうち、その設置場所周辺の状況等を考慮しながら、視認性を損なわないようにする。
- ・ 案内サインを、視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）のある歩道上に設置する場合、サインの設置方向は、視覚障害者の邪魔にならないように、進行方向に対し平行に設置することを基本とする。

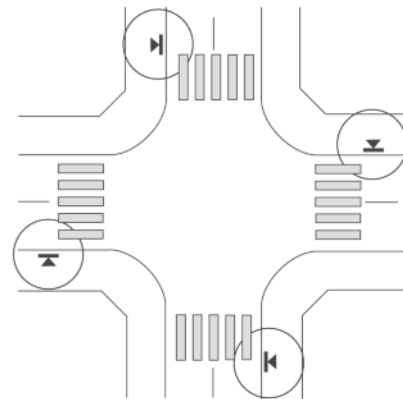
【駅前等動線の結節点に設置する場合】

- ・ 鉄道駅を中心に主要公共施設や観光資源等を案内する。駅前であれば昇降口付近が望ましい。



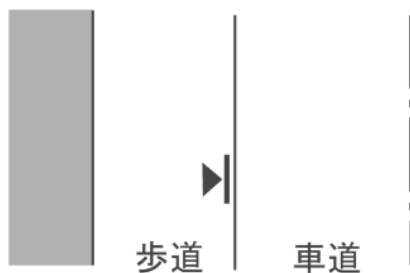
【交差点に設置する場合】

- ・ 交通の支障にならない範囲内で、できる限り交差点に近い位置に配置することが望ましい。



【歩道のある広幅員道路に設置する場合】

- ・ 歩道上の歩車道境界線寄りを基本



【歩道のない道路に設置する場合】

- ・ 道路の敷地境界線寄りを基本

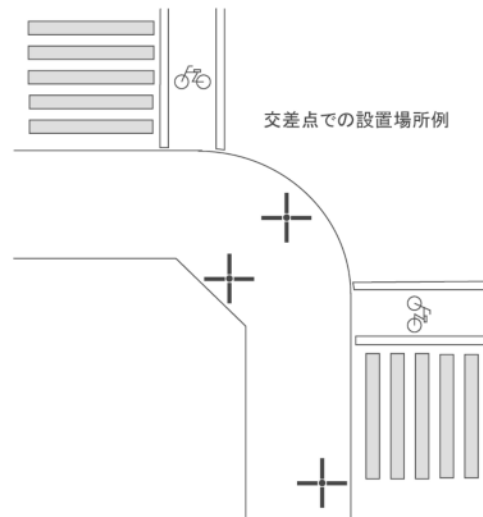


【誘導サイン】

- ・ 誘導対象施設へ向かうルート上の主要な交差点（分岐点）で、歩行者の円滑な移動を妨げない位置に設置する。
- ・ 分岐点となる交差点付近で設置箇所が確保できない場合は、誘導対象施設への経路である歩道上で十分なスペースを確保できる地点に設置する。
- ・ 直線距離が長い場合、歩行者が不安を感じることなく誘導施設まで到達できるよう適切な間隔で配置する。
- ・ 歩道上の誘導サインは、視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）の位置を避けて設置する。車いすでの通行を考慮して、原則としてブロック端から 90 cm 以上離れた位置を基本とする。

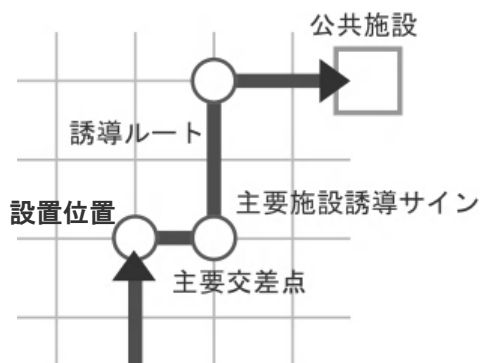
【交差点に設置する場合】

- ・ 誘導サインは、主要な交差点の見やすい位置に設置する。その際視覚障害者誘導ブロックに配慮するほか、交通標識等の視認を妨げないように設置位置に十分配慮する。



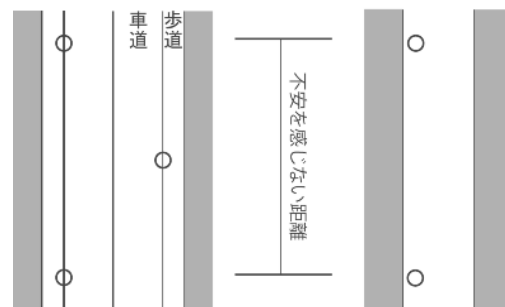
【主要交差点に連続して配置する】

- ・ 行動起点から目的地までの分岐点にはできる限り分岐の度ごとに連続して誘導サインを設置する。



【誘導サインの設置間隔】

- ・ 一般に歩いて不安を感じない間隔で設置する。

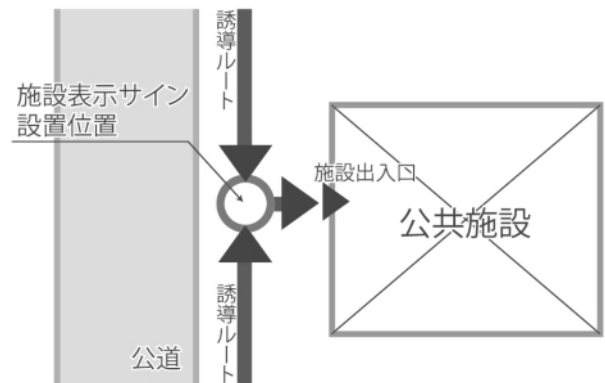


【位置サイン】

- ・ 誘導する公共施設の名称を当該施設敷地内に表示する。
- ・ 施設利用者が施設の名称を確認しつつ、主要な出入口の位置も同時に確認できるように、できる限り施設の出入口に近接して配置する。

【施設の出入口付近に配置する】

- ・ 最終目的地として施設名とともに、主要な出入口も確認できるような位置に配置する。



Ⅲ-1-2 デザイン

【必要な情報をシンプルに】

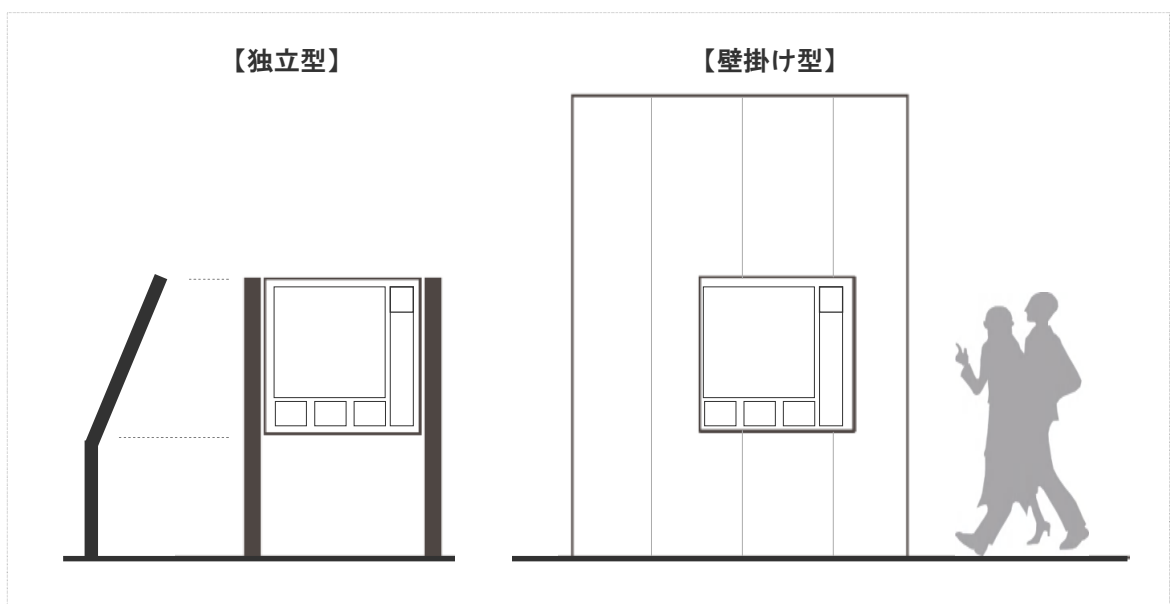
【(1) 共通基準】

- ・サインは、周辺のまちなみや景観を阻害しないデザインとする。
- ・サイン表示板の基本形状は、シンプルで文字や記号表示のレイアウト等が容易な四角形を原則とする。ただし、福生らしい公共サインとするため、誘導サインの表示板については、別途デザインを検討する。
- ・サイン表示のデザインは、だれもが一目で施設名、方向等が認識できるよう、必要最低限の情報のみとし、煩雑にならないよう配慮し、表記方法や内容に一貫性を持たせることを原則とする。
- ・視力障害者や高齢者の視力の低下に配慮し、必要な情報のみを的確に伝達できるシンプルなデザインとする。

【(2) サインごとの個別基準】

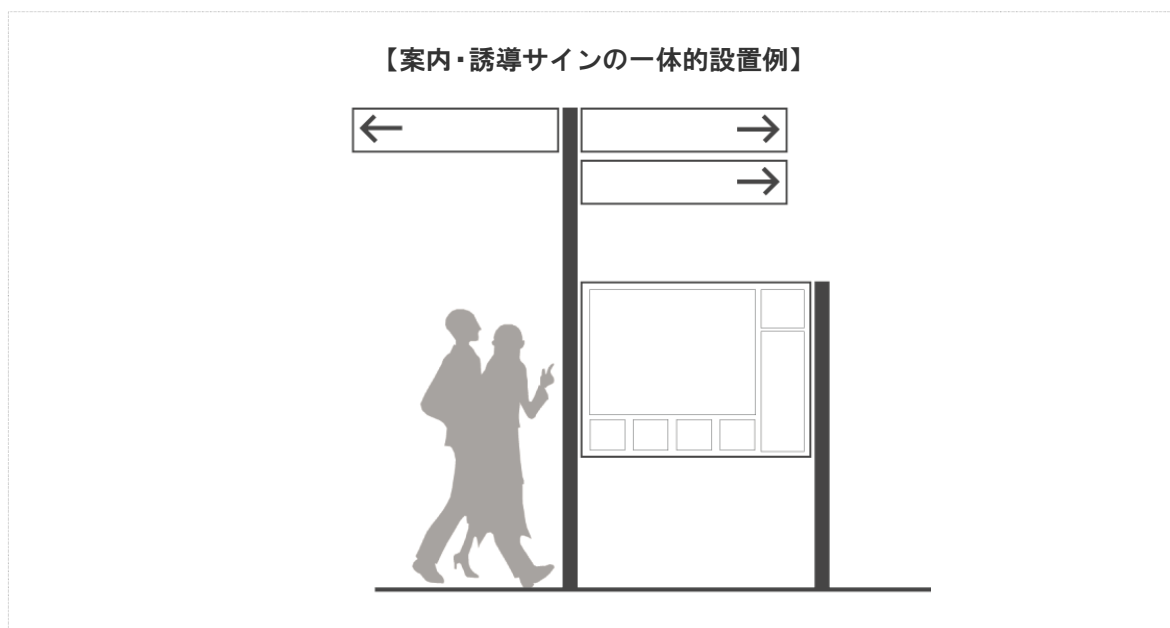
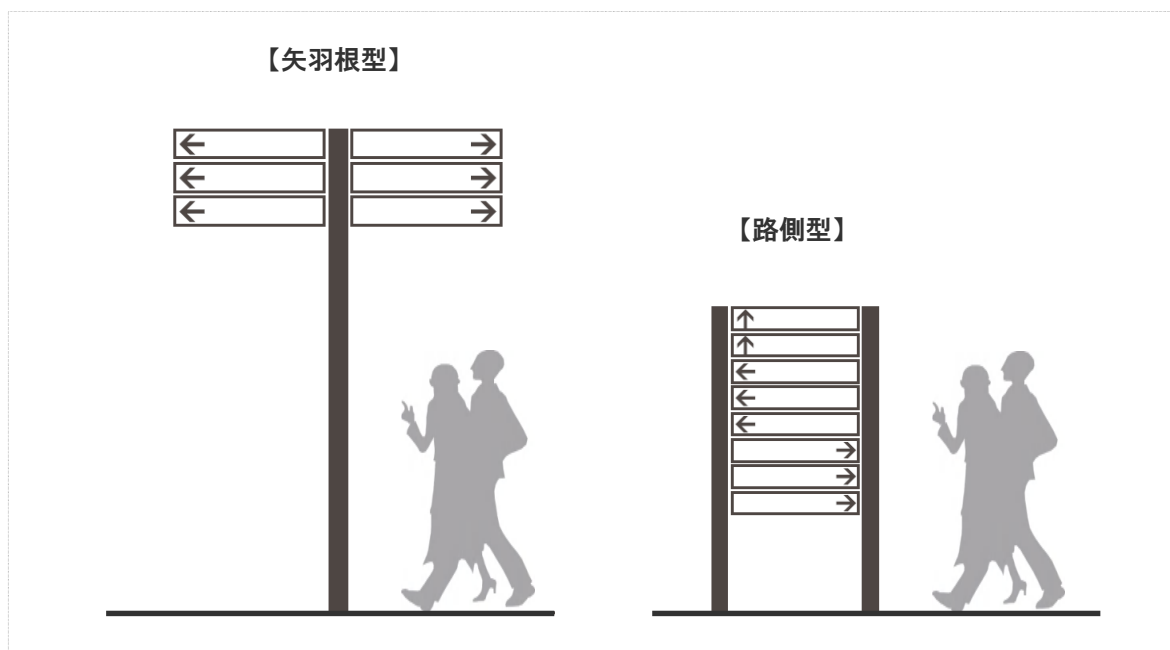
【案内サイン】

- ・案内サインは原則として独立板型の施設とする。ただし、設置場所の状況等により設置が困難な場合は、壁掛け型等の案内サインを用いる。
- ・景観に配慮してサインの高さを抑えたい地点等においては、地図表示面を斜め上方に傾ける形状とする。ただし、その場合は、利用者が無理な姿勢をせずに全面が確認できる形態とする。
- ・車いす使用者が地図面に接近して利用しやすいよう、地図面下方のゆとりやすき間を取るなど配慮する。



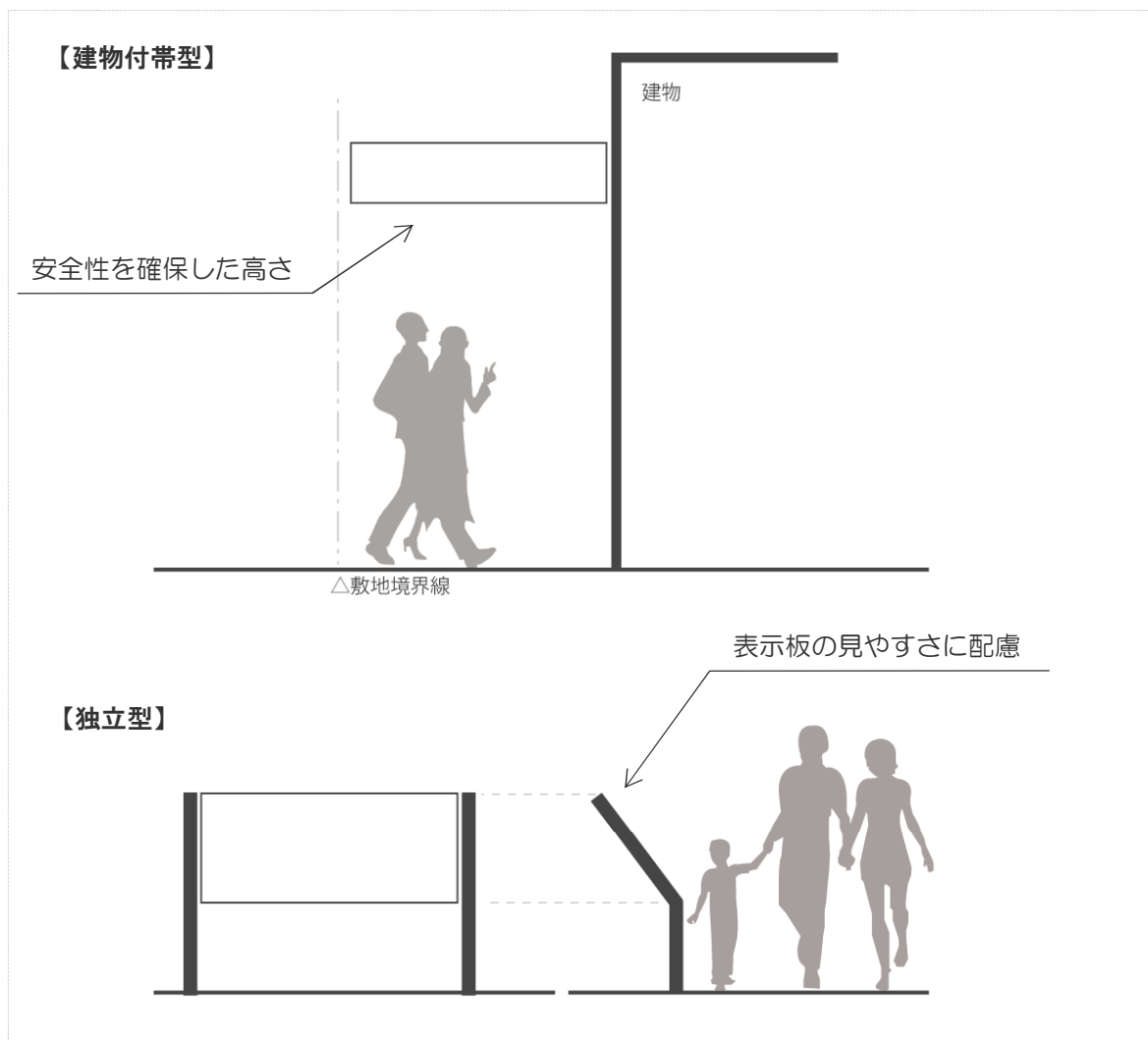
【誘導サイン】

- ・ 歩道幅員の広い場所や交差点が広い場所では、視認性の高い矢羽根型を原則とする。
- ・ 歩道幅員の狭い場所や歩道のない道路等で矢羽根型のサイン設置が困難な場合においては、路側型のデザインとする。その場合、通行上の安全性確保に十分配慮するものとする。
- ・ 効果的な情報伝達が可能であることを前提とし、景観と調和するシンプルなものとする。
- ・ 誘導サインには、誘導先の施設名（和文+英文）、施設への方向を示す矢印、施設を表すピクトグラム（案内用図記号）、施設までの距離を本方針に示す内容に基づきシンプルに配置する。（※各表示・表記内容等の詳細は該当する項目で示す。）



【位置サイン】

- ・位置サインのデザインについては、基本的にはⅢ-1-2 デザイン（１）共通基準に基づきながら、公共サイン全体での統一性を確保するため、独立型、建物付帯型などにおいても横設置を基本とする。
- ・独立型では一般的に表示面の高さが低くなるため、表示面を斜め上方に傾ける形状にするなど、施設名等の見やすさに配慮する。
- ・建物付帯型の場合、横設置では突き出し幅が大きくなるため、歩行者等への安全性確保に十分配慮する。
- ・位置サインには、施設名（可能な限り多言語表記）、施設を表すピクトグラムを本方針に示す内容に基づきシンプルに配置する。（※各表示・表記内容等の詳細は該当する項目で示す。）
- ・上記のようなデザインが困難な場合や、位置サインを設置する施設のデザイン及び周辺景観との調和を図る必要がある場合などにおいては、適宜ふさわしいデザインを検討するものとする。

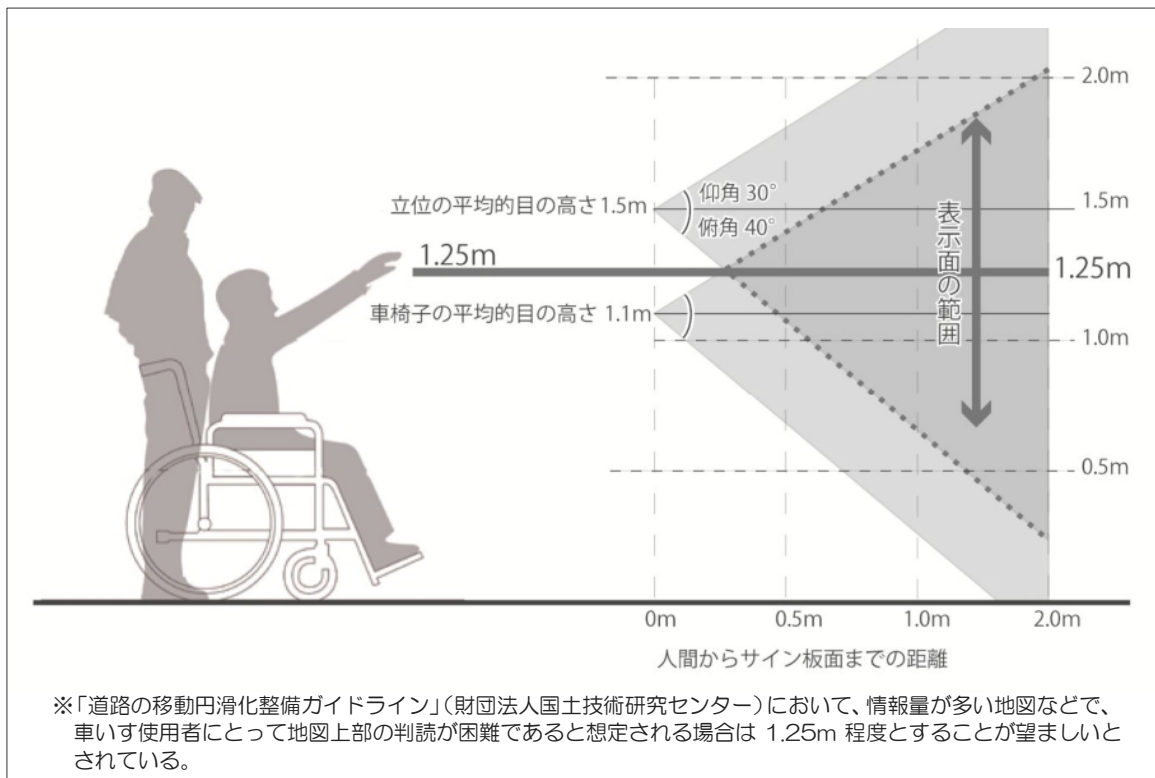


(1) 共通基準

- ・サイン設置後に、車いす使用者や介助者及び歩行者の移動空間が十分に確保できる位置に設置する。
- ・サイン施設の足元やその周辺に障害物等がないように配慮する。

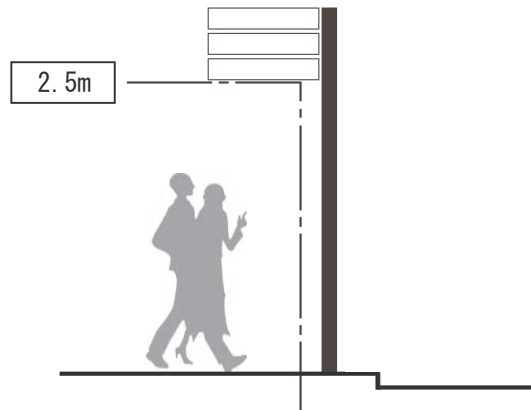
(2) サインごとの個別基準**【案内サイン】**

- ・案内サインの表示面の高さの中心は、立位の利用者（平均的目の高さ 1.5m 程度）と車いす使用者（平均的目の高さ 1.1m 程度）の中間値（1.3m 程度）よりも、車いす使用者がより見やすい高さとして、床面から 1.25m 程度の高さとする。
- ・表示面上端と下端は、最大でも両者の視野に入るようにする。

**【誘導サイン】**

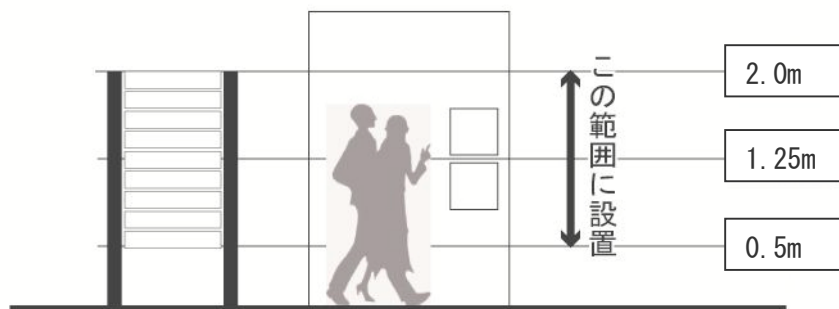
- ・矢羽根型誘導サインの表示面下端の高さは、原則として路面から 2.5m 以上とする。ただし、設置する道路等の特性に応じ、歩行者への安全性を確保した上で表示面下端の高さを設定することができる。
- ・路側型誘導サインの表示面の高さは、路面から 1.25m を中心に、最高高さ 2.0m、最低高さ 0.5m の範囲を原則とする。

【矢羽根型誘導サイン下端高さ】



・幹線道路等主要な交差点部などに設置する場合

【路側型誘導サイン高さ】



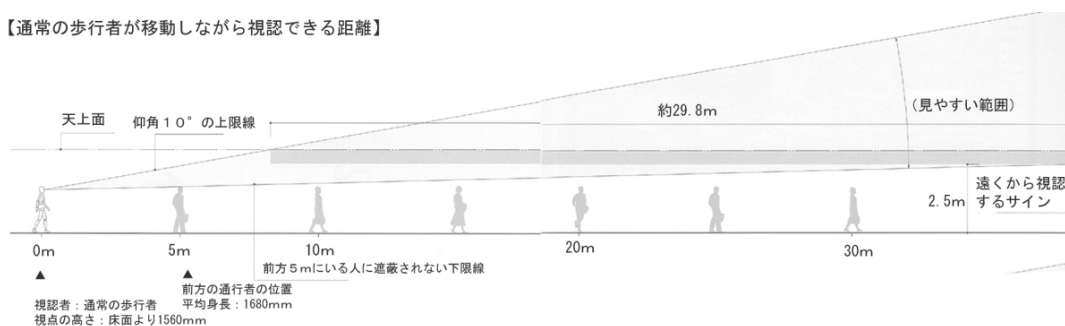
【位置サイン】

- ・位置サインを設置する高さについては、誘導サインに準ずるものとする。ただし、設置する施設にふさわしいデザインや周辺景観との調和などを図る必要がある場合は、適宜適切な高さについて検討するものとする。

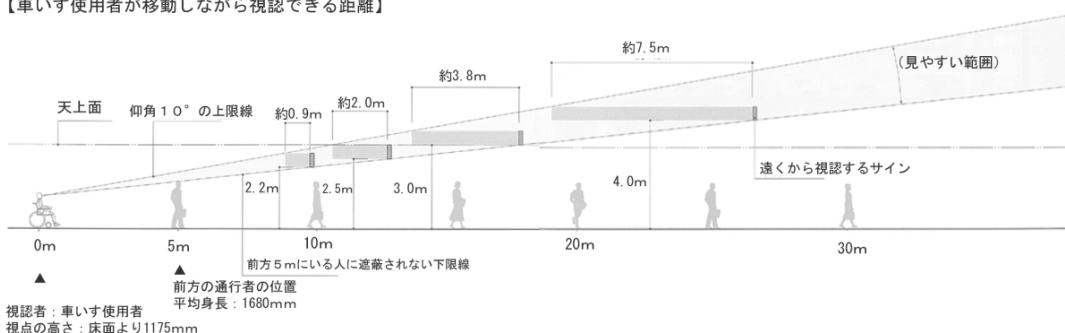
※参考：歩行者、車いす使用者が移動しながら視認できる高さ

- ・遠くから見るサインは、人が移動している場合、一定の高さ以上にあるものは視認し難くなる。また、不特定多数の人が利用する施設では視界の前方に他の通行者がいる場合も多く、視認位置から仰角 10° より下の可能な限り高い位置に掲出することが必要である。
- ・そのため、遠くから認識する必要のあるサインについては、サイン施設の上端を 2.5m 以上の高さを設定する必要がある。

【通常の歩行者が移動しながら視認できる距離】



【車いす使用者が移動しながら視認できる距離】



※資料：「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（国土交通省監修）

Ⅲ-1-4 構造

【適切な構造に】

（1）共通基準

- ・歩行者や利用者の安全性確保を第一に、かつ整備や維持管理に係るコストをできる限り抑えられるような素材や構造の採用に配慮する。
- ・案内サインについては、視力の弱い人や車いす使用者がサインに近寄って表示を見ることを前提に、低い視線への配慮と足下は蹴込みを確保する。
- ・手で触れて情報を認識するサインについては、点字表示や触地図など、表示面が高熱にならないための材質選定に配慮する。
- ・歩行者がぶつかるような事故を防ぐための反射板の設置や、落書きなどのいたずら防止のために、清掃しやすい表面加工処理などの対策を講じる。

Ⅲ-2 表示基準

Ⅲ-2-1 書体

【誰もが見やすい書体に】

(1) 共通基準

- ・サインに表示する基本書体は、視認性及び可読性に優れた文字を使用する。
- ・原則として施設名等の書体は和文、英文とも書体の統一を図る。ただし、設置場所の特性や周辺環境等を勘案し、他の書体がふさわしい場合においては、統一書体とのバランスに配慮し書体を選択するものとする。
- ・特に位置サインについては、設置する施設により、施設の特徴を活かす書体を選択するものとする。
- ・ひらがなのルビは、必要に応じて表記する。表記の際は、わかりやすさを基本に適宜、文節に合わせた「わかち書き」とする。

① 和文

- ・標準的でだれもがわかりやすい書体として、和文は遠方からの可読性の高いゴシック系を標準とする。

② 英文・数字

- ・英文及び数字では、飾りや装飾を持たない和文のゴシック体に相当するサンセリフ系と呼ばれる書体を標準とする。

③ 文章

- ・表示内容が文章の場合は明朝系を原則とする。

◆書体例

ゴシック系	福生市役所
サンセリフ系	Fussa City Hall ABCD fghijk 1234 /,.

(1) 共通基準

- ・文字の大きさは、視力の低下した方々に配慮して、視距離に応じた文字の大きさを選択する。
- ・視距離に応じた標準的な文字高の目安（「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（国土交通省監修）等で提示されている数値）よりも小さいものは使用しないこととする。（※下表参照）

◆サイン別の視距離の考え方

サイン種別	視距離
近くから認識する案内サイン	5m以下を想定
一般的な誘導サイン	10m～20mを基準
遠くから視認する誘導サインや位置サイン	20m以上を想定

◆表－視距離別文字高の目安

距離	図記号の基準寸法	和文の文字高	英文の文字高
至近距離（1～2m）	35mm以上	9mm以上	7mm以上
近距離（5m）	60mm以上	20mm以上	15mm以上
近距離（10m）	120mm以上	40mm以上	30mm以上
中距離（20m）	240mm以上	80mm以上	60mm以上
遠距離（30m）	360mm以上	120mm以上	90mm以上
遠距離（40m）	480mm以上	160mm以上	120mm以上

(2) サインごとの個別基準**【案内サイン】**

- ・至近距離から見ることを前提に、文字高は、和文9mm以上、英文7mm以上を原則とする。
- ・ただし、表示の状況によりやむを得ない場合は、可読性を確保できる範囲内で最小文字高を小さくできるものとする。

案内サインの文字高
和文9mm

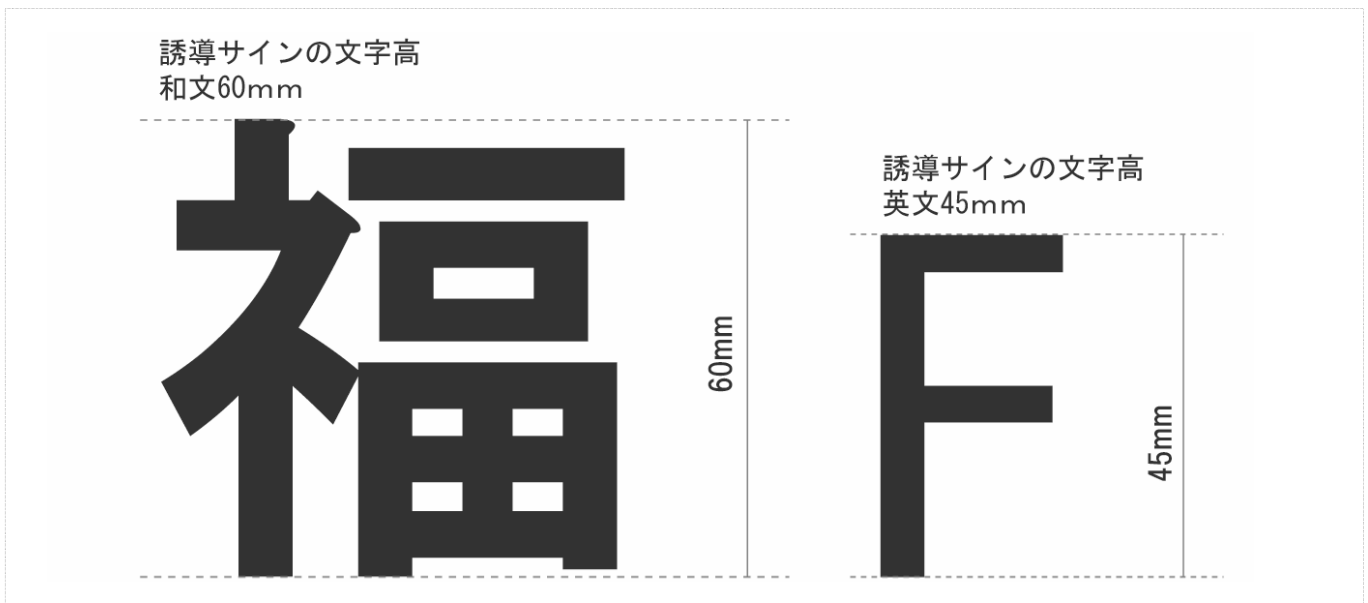
福生市役所

案内サインの文字高
英文7mm

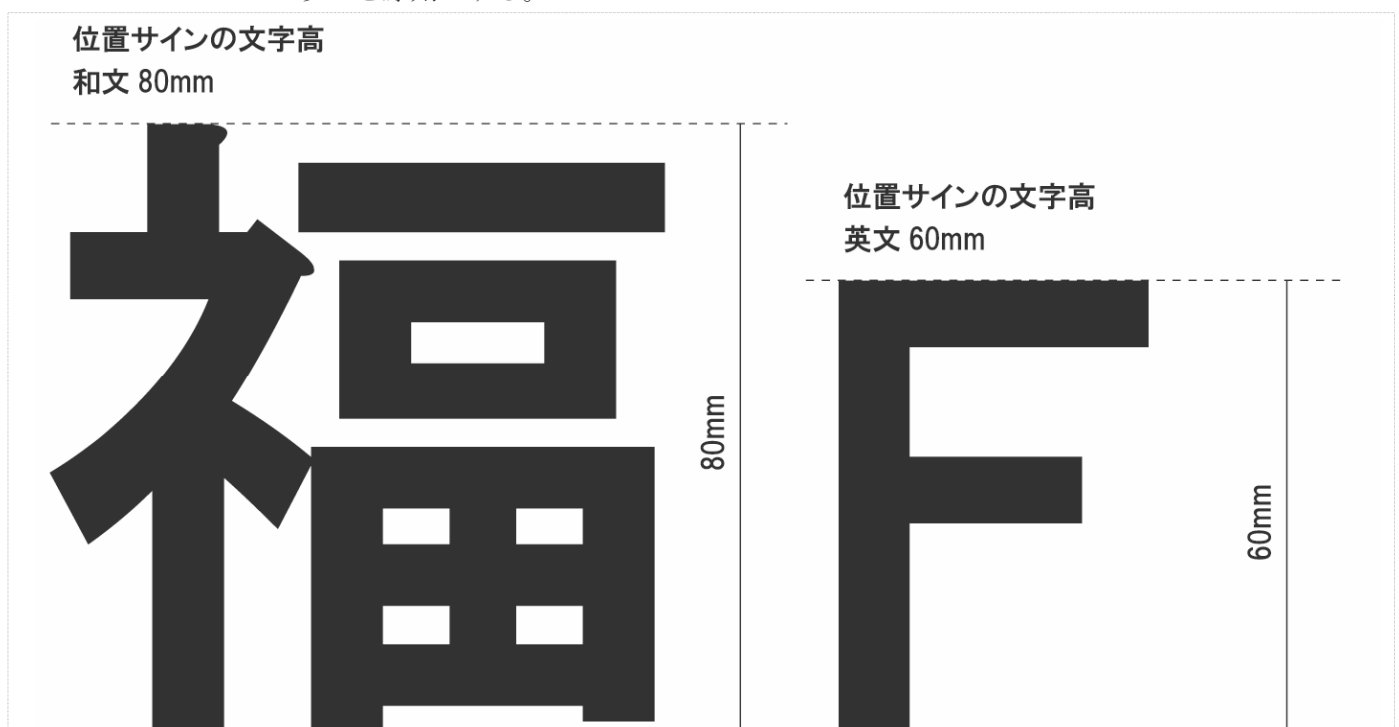
Fussa City Hall

【誘導サイン】

- ・平均的に 15m の距離から可視できる数値として、和文 60 mm 以上、英文 45 mm 以上を原則とする。
- ・ただし、視認距離が 15m より明らかに短い場合などは、可読性を確保できる範囲内で最小文字高を小さくできるものとする。

**【位置サイン】**

- ・施設の顔となる位置サインは、遠くからの視認性にも考慮し、和文 80 mm 以上、英文 60 mm 以上を原則とする。



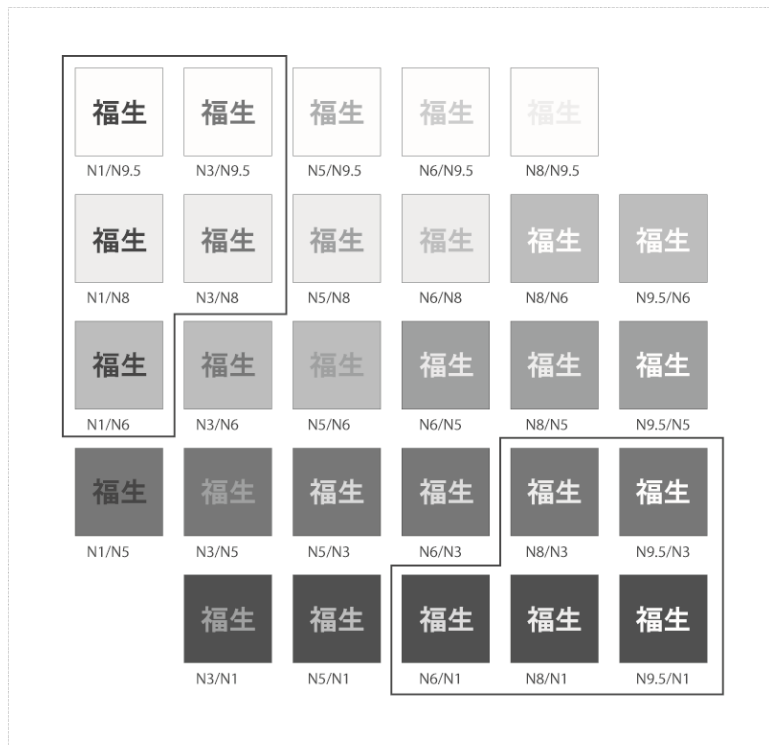
(1) 共通基準

- 適切な明度差を確保するとともに、高齢者や色覚異常の方などが判別、認識困難な色の組合せを用いないことを原則とする。

① 明度差

- 明度差は、できる限り 5 以上（おおむね下図の四角の範囲）となるよう配慮する。

【明度差のイメージ<文字の明度/地色の明度】



② 配色

- 高齢者の視力低下等に配慮し、「青と黒」「黄と白」等の色の違いを判別しにくい組合せは用いないこととする。
- 色覚異常の方に配慮し、「赤と緑」「灰と赤」などを並べないこととする。
- 案内図などで示す公園緑地や河川等については、緑地の「緑」や河川の「水色」など一般的に違和感なく自然に見える色彩を使用することとする。

【使用しない配色例】



Ⅲ-2-4 言語表示

【おもてなしの意味も込めて】

(1) 共通基準

- ・限られた掲載面の中で直感的に見やすいサインとすることが求められるため、言語表記は日本語と英語の二カ国語表示を原則とする。
- ・より多くの人々に対して情報を伝達できるよう、サインの種類によっては必要に応じ日本語、英語のほか、多言語による表記を可能な範囲で追加することを検討する。

① 日本語表記

- ・表記内容を簡潔で読みやすいものとするため、また、誘導サインなどでは限られた表示面で十分に視認できる文字サイズを確保することが重要なため、施設名称は必要に応じて簡略化する。
- ・簡略化する場合には、設置するサインの全てについて統一した表記とするとともに、他の地図資料との表記と一貫性をもたせる。
- ・数字の表記が必要なものは、混乱を避けるためカンマの有無や概数の使い方など一貫した表記を行う。

② 英語表記

- ・施設名称等の英文表記は、固有名詞はヘボン式ローマ字で、普通名詞は英語により表記する。(例：Fussa City Hall)
- ・慣用上固有名詞と普通名詞に切り離せない場合は、普通名詞の部分も含めてローマ字による表記として、必要に応じて英文を付記する。(例：Shin okutama kaido Ave.)
- ・ヘボン式のつづりによらない表記は次頁に示す別表のとおりとする。

【ローマ字綴り（ヘボン式）】

あ	い	う	え	お
か	き	く	け	こ
さ	し	す	せ	そ
た	ち	つ	て	と
な	に	ぬ	ね	の
は	ひ	ふ	へ	ほ
ま	み	む	め	も
や		ゆ		よ
ら	り	る	れ	ろ
わ	ん			
が	ぎ	ぐ	げ	ご
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ
だ	ぢ	づ	で	ど
ば	び	ぶ	べ	ぼ
きゃ	きゅ	きょ		
しゃ	しゅ	しょ		
ちゃ	ちゅ	ちょ		
にゃ	にゅ	にょ		
ひゃ	ひゅ	ひょ		
みゃ	みゅ	みょ		
りゃ	りゅ	りょ		
ぎゃ	ぎゅ	ぎょ		
じゃ	じゅ	じょ		
びゃ	びゅ	びょ		
ぴゃ	ぴゅ	ぴょ		

a	i	u	e	o
ka	ki	ku	ke	ko
sa	shi	su	se	so
ta	chi	tsu	te	to
na	ni	nu	ne	no
ha	hi	fu	he	ho
ma	mi	mu	me	mo
ya		yu		yo
ra	ri	ru	re	ro
wa	n			
ga	gi	gu	ge	go
za	ji	zu	ze	zo
da	ji	zu	de	do
ba	bi	bu	be	bo
kya		kyu		kyo
sha		shu		sho
cha		chu		cho
nya		nyu		nyo
hya		hyu		hyo
mya		myu		myo
rya		ryu		ryo
gya		gyu		gyo
ja		ju		jo
bya		byu		byo
pya		pyu		pyo

備考

1. はねる音「ン」は n で表す。
但し m, b, p の前では m を用いる。
2. はねる音を表す n と次にくる母音字
または y と切り離す必要がある場合
は n の次にハイフン「-」をいれる。
3. つまる音は、次にくる最初の子音字
を重ねて表すが、ただし、つぎに ch
がつづく場合には c を重ねず t を用
いる。
4. 長音は、母音字の上に「-」（長音符標）
をつけてあらわす。
なお、大文字の場合は母音字を並べ
ても良い。
5. 特殊音の書き表し方は自由とする。
6. 文の書きはじめ、および固有名詞は
語頭を大文字で書く。なお、固有名
詞以外の名詞の語頭を大文字で書い
ても良い。

【別表：ヘボン式につづりにないローマ字表記】

しえ	syē
ちえ	chē
つあ つえ つお	tša tšē tšo
てい	thē
ふあ ふい ふえ ふお	fā fī fē fō
じえ	je
でい	di
でゆ	dyu
いえ	ye
うい うえ うお	wi wē wo
くあ くい くえ くお	kwa kwi kwe kwo
つい	tsi
とう	twu
ぐあ	gwa
どう	dwu
うあ うい うゑ うお	va vi vu ve vo
てう	tyu
ふゆ	fyu
うゆ	vyu

【略語（参考）】

言語	略語
National	Nat' l
Prefecture	Pref.
Governme	Govt.
Avenue	Ave.
Route	R.
Expresswa	Expwy.
Building	bldg.
Center	Ctr.
Station	Strn.
University	Univ.
Departme	Dept.
Island	Is.
Interchang	I.C

【度々使用する語句】

項目	和文	英文
出入口	入口 出口	Entrance Exit
方面、方角	～方面 至～	for～ for～
タイトル	地域案内 広域案内 周辺案内	AREA MAP Surrounding Local Vicinity

(1) 共通基準

- ・ピクトグラム（案内用図記号）は世界共通の事象を示す記号として、幅広い年齢層や外国人にも直感的に施設や機能の意味を伝達するものであるため、サイン表示においては積極的に活用する。
- ・ピクトグラムは原則として J I S（日本工業規格）案内用図記号を使用する。

【J I S案内用図記号例（一部）】

- ・ J I S規格で参考のピクトグラムは、一定の範囲内で変更することが可能であり、また、 J I S規格に表記されていない施設のピクトグラムは必要に応じて開発することが可能であるため、福生らしい公共サインの整備を図るため、必要に応じて施設の内容を端的に表現したオリジナルピクトグラムの開発を検討する。

【オリジナルピクトグラム例】

・ 市民会館のイメージ



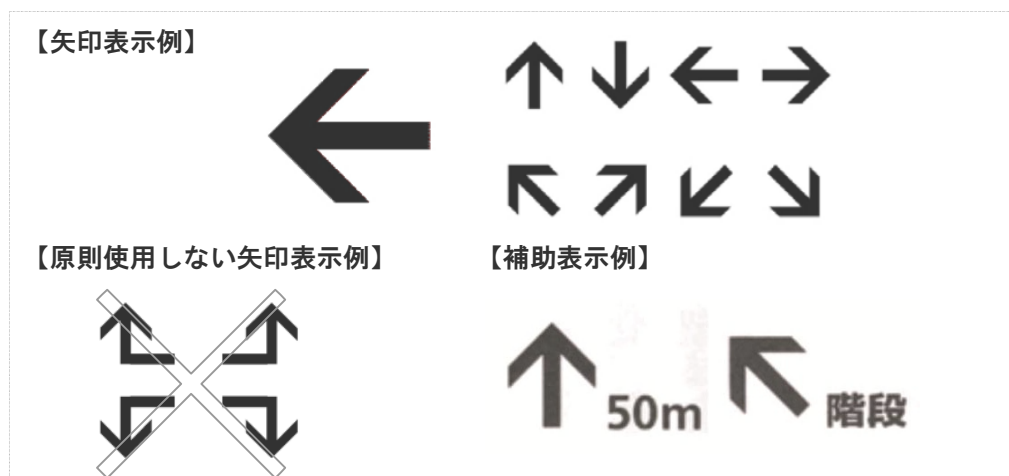
・ 体育館のイメージ

Ⅲ-2-6 矢印

【方向を迷わないように】

【誘導サイン】

- ・ 矢印は目的施設の方向を伝える重要な記号であり、遠方からも視認性の高いシンプルな形状とし、必要に応じて文字による補助表示や目的地までの距離を添えることとする。
- ・ 下向き矢印「↓」は高度が低い方へ移動する場合のみ使用することとし、誤解を生じないようにする。
- ・ 指示方向が折れた矢印については、原則として使用しないこととする。



Ⅲ-2-7 距離表示

【歩行などの目安に】

【誘導サイン】

- ・ 誘導サインについては、原則として目的施設までの距離を併記する。
- ・ 距離表示のルールには次のとおりとする。

距離表示のルール		例
2桁の場合	下1桁を切り上げ	62m→70m
3桁の場合	下1桁を切り上げ	364m→370m
4桁の場合	下2桁を四捨五入、kmで表示	1,579m→1.6km

Ⅲ-2-8 案内図表示

【位置関係を理解しやすいように】

【案内サイン】

① 向き

- ・ 案内図（案内サインに表示する地図）は、サインに向かって前方を上として設置する。ただし、縮尺の小さい広域案内図では、北を上として設置する。

② 現在地

- ・現在地マークを、原則案内図の中央に、周辺の情報と重ならないように表示すること。
- ・現在地マークや文字は、多様な情報が表記された案内図の中で視認性を高めるため、右に示すように原則赤色を使用する。



③ 種類

- ・案内図は下の3種を基本として、サイン施設に掲示する。

種類	表記する内容
地域案内図 歩行圏を分かりやすく案内する 縮尺 1/500~1,000 [1km 四方]	目的地までの経路上で、利用者が現在位置と移動経路を確認するために、周辺の主要施設や主要道路がわかりやすく表記されたものとする。
周辺案内図 周辺も含めた位置関係が分かる範囲を示す 縮尺 1/1,000~5,000 [1~2km 四方]	現在地から目的地まで、利用者が移動経路を確認するために、移動の手がかりとなる公共施設等その他目印になる施設、利用者数が多く見込まれる施設等を表記する。
広域案内図 市の中での位置関係などが分かる範囲を示す 縮尺 1/5,000~20,000 [5~10km 四方]	総合案内サイン等で周辺都市との位置関係等を確認するため、必要に応じて地域の都市構造や交通機関の路線網など、地勢・地名・道路・交通機関などを中心に表記する。

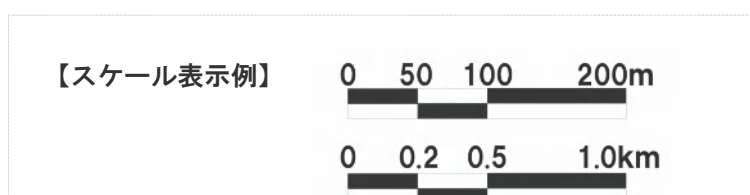
④ 方位

- ・案内サインに表示する地図には、地図の向きを方位により指し示す方位記号を表示する。方位記号は、北の方角を指し示す分かりやすいデザインとする。



⑤ スケール

- ・案内サインに表示する地図には、地図の縮尺を示すための移動距離の目安となるスケールを表示する。
- ・スケールは、掲載情報の支障にならない表示面下部に配置し、地図の縮尺や表示内容に合わせ、距離情報・色彩は適宜検討する。



⑥ インフォメーションマーク

- 案内サイン自体の存在を明らかにするため、施設表示面の分かりやすい場所にインフォメーションマークを設置する。



⑦ バリアフリー情報の表示

- 案内図図示内に整備されている主要な誘導ルートに設定されているものは、バリアフリー経路としてできるだけ案内図に表示する。
- 多機能トイレや車いす使用者が使用可能なエレベーター等のバリアフリー設備については、案内図上で設置箇所をピクトグラムで表示する。また、民間施設に設置された不特定多数の人が利用できるバリアフリー設備についても、できるだけ案内図に表示することが望まれる。

【バリアフリー情報としてのピクトグラム例】



▲車いす利用可能エレベーター表記



使用時間制限有

▲身体障害者用設備表記（利用制限あり）

Ⅲ-2-9 所在地表示等

【場所を明示】

（1）共通基準

- サイン施設の見えやすい部分に、所在地の所在地及び管理者名等を記載する。

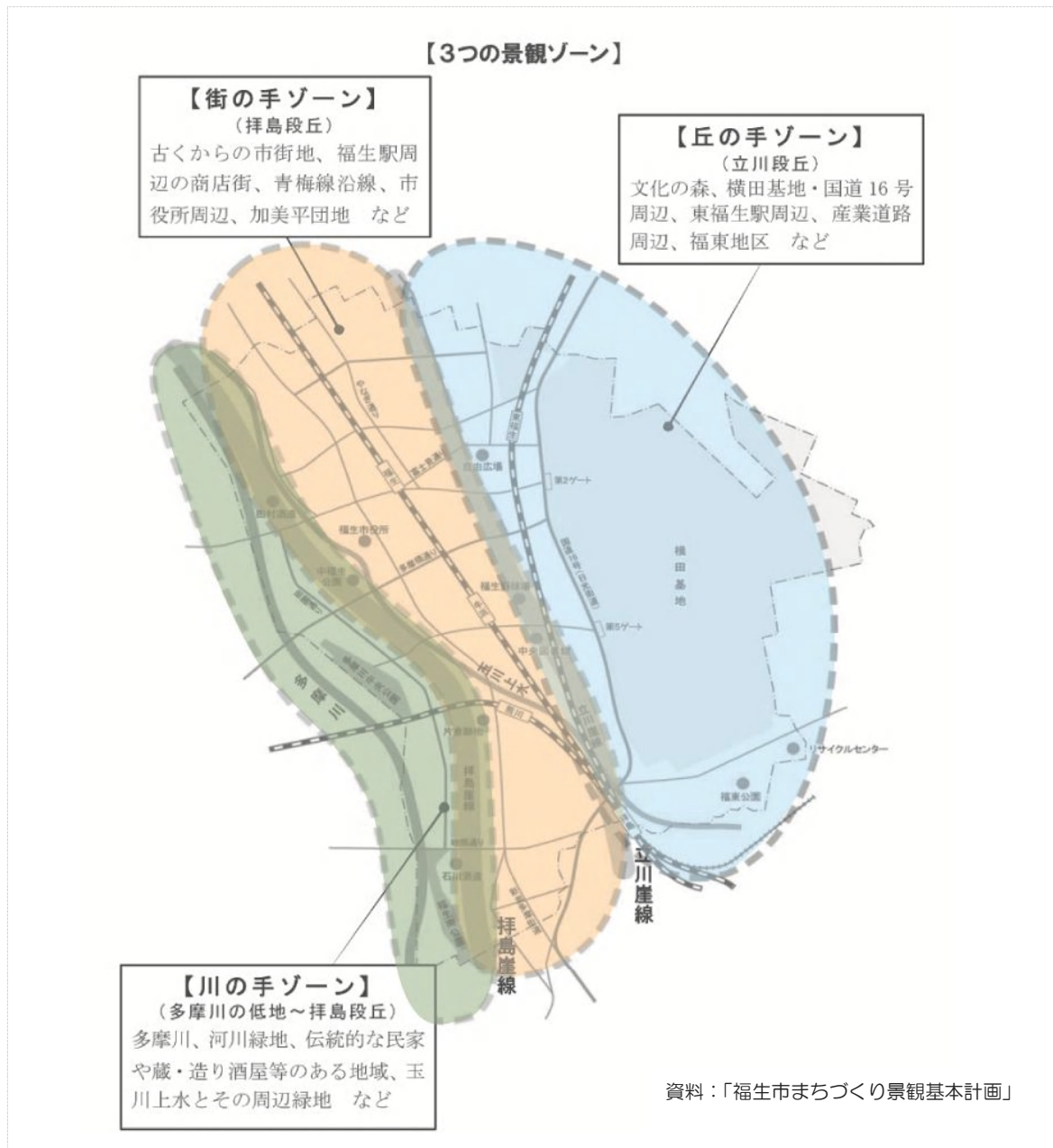
Ⅲ-3 福生らしい公共サインの整備

Ⅲ-3-1 3つの景観ゾーンの意識付け

【一体的なまちづくり景観の創出】

- ・福生らしい公共サインの整備を図るため、福生市まちづくり景観基本計画における「景観づくりの方針」で示された〈川の手ゾーン〉、〈街の手ゾーン〉、〈丘の手ゾーン〉を市民に対し意識付けを効果的に行うため、各ゾーンカラーをサインデザインに取り入れる。

【福生市まちづくり景観基本計画における3つの景観ゾーン】



Ⅲ-3-2 ゾーンカラーの抽出

【個性と落ち着きのあるカラー】

- ・ゾーンカラーについては、各ゾーンの景観特性を踏まえ、以下のように設定する。
- ・設定にあたっては、各ゾーンの個性を表出しながら、落ち着いた彩度を基本とすることから景観的に調和しやすい「日本の伝統色」から抽出するものとする。

<丘の手ゾーン>

イメージ：台地に広がる紺碧の空

選定色：紺碧



<街の手ゾーン>

イメージ：にぎわい、ふれあい感じる朱色

選定色：朱色



<川の手ゾーン>

イメージ：水辺に連なる深い緑

選定色：深緑



※ここに示す各色は、日本の伝統色をデータで作成したものである。

福生らしい公共サインデザインとするための方針は次のとおりである。

- ・豊かな自然環境に恵まれた本市の環境との共生をイメージし、また、景観的な配慮を念頭に「緑」をデザインの基調とする。
- ・福生市の伝統的行事として多くの人々に認知されている「福生七夕まつり」についても福生らしさを表現するモチーフとする。
- ・上記2つの福生らしさをデザイン化するにあたり、「笹竹」をモチーフとする。
- ・誘導サインと案内サインにおいては、「丘の手」、「街の手」、「川の手」の各景観ゾーンを意識づけるため、支柱上部に各ゾーンカラーを配置する。
- ・来訪者等が現在地を確認でき、かつ緊急連絡時においても現在地を確認できるよう、所在地表示を支柱面に記載する。

基本的な公共サイン整備方針及び以上の福生らしい公共サインデザイン方針に基づき、誘導サインについてデザイン案を次のように検討し、そのデザイン参考例を次頁に示す。

ただし、ここに示す参考例は方針を基に図化したものであり、今後の詳細設計やコスト的検討を行いながら具体化していく。

部 材 等		誘導サインデザイン参考例
表 示 板		形状：笹葉形 表記：公共施設名は原則日本語と英語の二言語 日本語は<ゴシック系>、英語は<サンセリフ系、ヘボン式> ピクトグラム：J I S案内用図記号を基本に、必要に応じてオリジナルピクトグラムを作成 その他：矢印表示、距離表示
色	表示面	地色：常盤色、文字・ピクトグラム等：白ぬき
彩	支柱	多様な景観と調和するグレー系を基本とする
支柱上部		ゾーンカラーを配置
支柱面		表示内容 1) 所在地表示 →誘導サイン設置場所の住所を表記する 2) 設置管理者を表記

【誘導サインデザインイメージ】（参考例）

※ここに示したデザイン参考例は本方針を踏まえ作成したもので実際に整備するものとは異なります。



【誘導サイン設置イメージモニタージュ】（参考）

※ここに示したモニタージュは、スケール感等を把握するため作成したもので、実際の設置場所やデザイン等を示したものではありません。



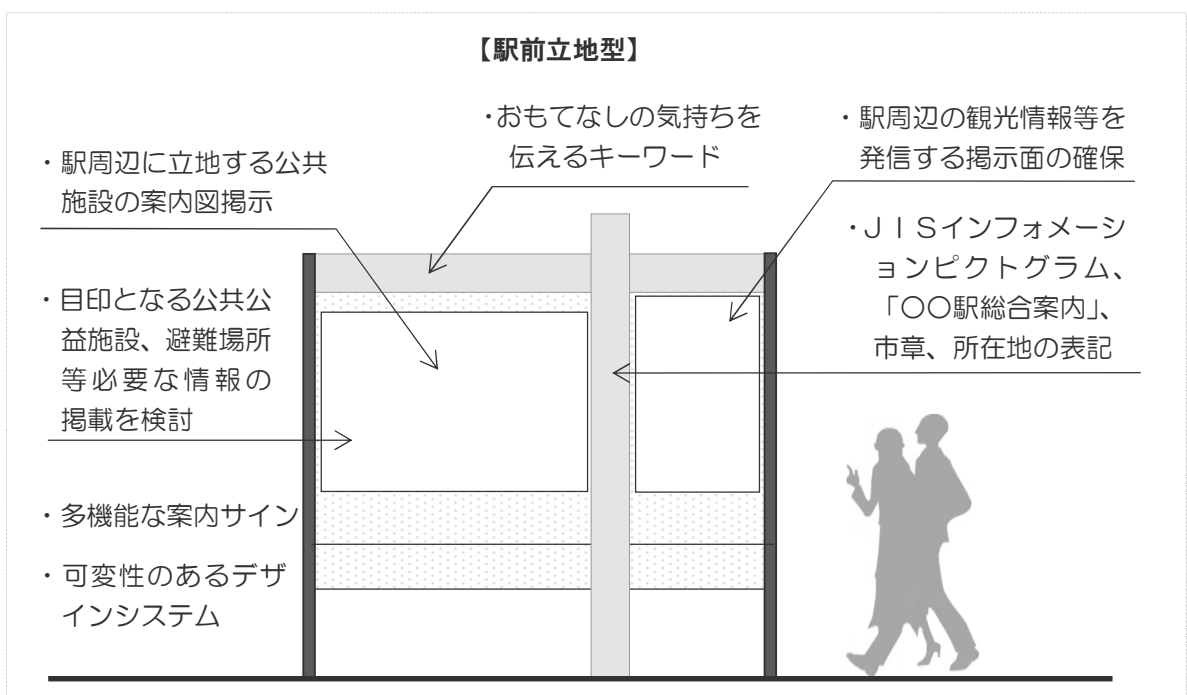
福生公園前の誘導サインイメージモニタージュ



牛浜駅東口自転車駐車場前の誘導サインイメージモニタージュ

【駅前案内サインデザイン方針】

- ・駅前案内サインは原則として独立板型の施設とする。
- ・一般案内サインよりも、象徴性を高めるため、また、情報量が必然的に多くなることから、言語表記等の表示方法、設置の高さ等の配置・構造については、特別仕様とする。
- ・誘導サインや一般案内サインとの統一性を確保するため、「福生七夕まつり」をモチーフとしたデザインを採用する。
- ・デザインについては、時代潮流や部分的な変更等にも柔軟に対応できるよう、固定的な部材ではなく、可変性のあるデザインシステムを検討する。
- ・施設に用いる色彩は、「福生七夕まつり」の竹をイメージさせる色彩を採用する。ただし、全てを同色とするものではない。
- ・主な表示内容は、次の各情報を機能的に分離して表示すること。
 - a. 駅周辺の情報を示す案内図
 - b. 案内図に関連する施設情報（写真等掲載）
 - c. 駅周辺の観光情報
- ・案内図には基本的な地図情報を表示すると同時に、目印となる公共公益施設や避難場所の図示及びその他目的地に円滑に辿り着くために必要な情報の表示を検討する。
- ・来訪者等に対しおもてなしの気持ちを伝えるキーワードを他の情報とのバランスに配慮しながら記載する。
- ・その他 J I S インフォメーションピクトグラム、「〇〇駅総合案内」、市章、所在地（設置場所の地番）を支柱等を有効に活用し表記する。
- ・言語表示は多様な利用者にとってわかりやすい施設とするため、日本語、英語に 2 言語（中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語などのうち必要な外国語）を加え 4 言語とする。



IV 今後のサイン整備に向けて

IV-1 今後のサイン整備に向けて

(1) 公共サインに求められるもの

- ・本整備方針は、公共サイン整備にかかる文字やデザイン、配置や設置などの原則的な方向性を示したものであり、整備にあたっての統一性や福生らしさを確保するための共有事項である。今後のサイン整備にあたっては、福生市に点在する公共施設や観光施設等への効率的かつわかりやすい誘導を図るとともに、市全体や地域のイメージを想起する事ができる特性を活かした整備が求められる。

(2) 新たに整備するサイン

- ・今後、新たに整備するサインについては、本整備方針に示している各基準に則したものであるほか、検討した各種サインのデザイン参考例をもとに、整備実施に向けた公共サインの設計を行うことが必要である。また、表示板内の文字レイアウトに係る具体的な検討をはじめ、部材の高さ、厚み、太さなど安全性と景観性を考慮した寸法設定、コストや維持管理を踏まえた素材の選定、本体の色彩やゾーンカラーの塗料選定など、多角的な検討が必要である。

(3) 計画性のあるサイン整備の実施

- ・公共サインの整備は、整備費や工程面において全ての設置必要箇所に直ちに設置実現することは困難である。このため、サインを管理している所管課においては、今回実施した現況調査等を参考とし、整備の優先順位を定め、計画的な整備を実施することが必要である。特に表示板や支柱が、老朽化による腐食、退色しているサインや落書きにより一部が確認できないサインについては、優先的に整備を図っていく必要がある。
- ・既に設置されている誘導サインや位置サインについては、老朽化などに伴う更新の時期に合わせて、本整備方針に合わせた形で更新するものとする。
- ・駅前などの大型の案内サインについては、駆体の老朽化など抜本的な見直しにおいては、本整備方針を踏まえた設置に努めるものとするが、それ以外については、表示内容の整合を図るため、表示板を付け替える等の際に、本整備方針に示す、書体や表示方法などを踏まえた内容とする。
- ・住所案内板（住所地番表示板）については、表示板の破損などに伴う更新に併せ、表示内容の更新などについて検討する。なお、今後は駅周辺とは別に、市内の主要な公共施設などにも住所案内板（住所地番表示板）を設置することについて検討が必要である。

(4) 公共サインの維持・管理

- ・公共サインは、利用者の施設への的確な誘導等を目的としたものであるため、対象施設の名称の変更や移転、道路の新設などの際には、すみやかに表示内容の整合を図るため、修正等を行うことが必要である。
- ・公共サインが老朽化して景観阻害要因となったり、掲載情報が古くなって適切な案内・誘導機能を失ってしまわないように、定期的なメンテナンスの実施が必要である。
- ・メンテナンスは、本体の老朽化や物的な破損・劣化に伴う維持・更新のほか、状況の変化などによる表示内容の修正、付着物や汚れ等の清掃などがあり、それぞれの所管課において適時対応することが必要である。
- ・公共サインの管理にあたっては、本整備方針策定時に作成した公共サイン台帳を活用し、新設や廃止、表示内容の変更など、逐次台帳の記載内容についても更新することが必要である。

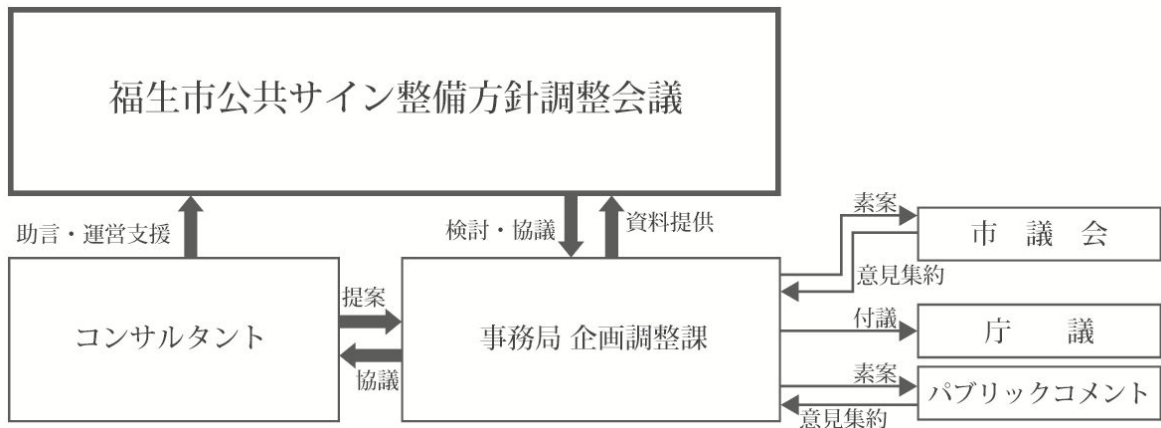
資料編

資料-1 策定体制

資料-1-1 策定体制

本計画の策定体制は下図に示すとおりである。

関係各課で構成される「福生市公共サイン整備方針調整会議」を設置し方針等を策定した。また、まちづくり景観推進連絡会から2名をオブザーバーとし、方針等についての意見聴取を行った。



資料-1-2 福生市公共サイン整備方針調整会議メンバー

所 属	氏 名
企 画 調 整 課 長	天 野 幸 次
国 体 推 進 室 長	石 川 健 三
総 務 部 主 幹	町 田 高 司
総 合 窓 口 課 長	高 木 裕 子
シ テ ィ セ ー ル ス 推 進 課 長	川 野 治 男
生 活 環 境 部 主 幹	北 村 章
社 会 福 祉 課 長	橋 本 満 彦
ま ち づ くり 計 画 課 長	山 崎 俊 一 郎
施 設 課 長	小 峰 将 史
都 市 建 設 部 主 幹	渡 辺 清
生 涯 学 習 推 進 課 長	高 橋 邦 彦
【オブザーバー】	
ま ち づ くり 景 観 推 進 連 絡 会	鳥 海 正 男
ま ち づ くり 景 観 推 進 連 絡 会	小 椋 祥 司

資料-2 全国統一ピクトグラム例（JIS案内用図記号より）

施設など（公共・一般施設）



案内所
Question & answer



情報コーナー
Information



病院
Hospital



救護所
First aid



警察
Police



お手洗
Toilets



男子
Men



女子
Women



障害のある人が使える設備
Accessible facility



スロープ
Slope



飲料水
Drinking water



喫煙所
Smoking area



チェックイン/受付
Check-in/Reception



忘れ物取扱所
Lost and found



ホテル/宿泊施設
Hotel/Accommodation



きっぷうりば/精算所
Tickets/Fare adjustment



手荷物一時預かり所
Baggage storage



コインロッカー
Coin lockers



休憩所/待合室
Lounge/Waiting room



ミーティングポイント
Meeting point

施設など（公共・一般施設）



銀行・両替
Bank, money exchange



キャッシュサービス
Cash service



郵便
Post



電話
Telephone



ファックス
Fax



カート
Cart



エレベーター
Elevator



エスカレーター
Escalator



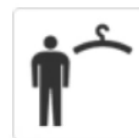
階段
Stairs



乳幼児用設備
Nursery



クローク
Cloakroom



更衣室
Dressing room



更衣室（女子）
Dressing room (women)



シャワー
Shower



浴室
Bath



水飲み場
Water fountain



くず入れ
Trash box



リサイクル品回収施設
Collection facility for the
recycling products

施設など（交通施設）



バス／バスのりば
Bus / Bus stop



タクシー／タクシーのりば
Taxi / Taxi stand



レンタカー
Rent a car



自転車
Bicycle



鉄道／鉄道駅
Railway / Railway station



駐車場
Parking

施設など（商業施設）



レストラン
Restaurant



喫茶・軽食
Coffee shop



バー
Bar



ガソリンスタンド
Gasoline station



会計
Cashier

施設など（観光・文化・スポーツ施設）



展望地／景勝地
View point



陸上競技場
Athletic stadium



サッカー競技場
Football stadium



野球場
Baseball stadium



テニスコート
Tennis court



海水浴場／プール
Swimming place



キャンプ場
Camp site

安全など（安全）



消火器
Fire extinguisher



非常電話
Emergency telephone



非常ボタン
Emergency call button



非常口
Emergency exit



広域避難場所
Safety evacuation area

安全など（禁止）



一般禁止
General prohibition



禁煙
No smoking



火気厳禁
No open flame



進入禁止
No entry



駐車禁止
No parking



自転車乗り入れ禁止
No bicycles



立入禁止
No admittance



走るな／かけ込み禁止
Do not rush



さわるな
Do not touch



捨てるな
Do not throw rubbish



飲めない
Not drinking water



携帯電話使用禁止
Do not use mobile phones

安全など（禁止）



電子機器使用禁止
Do not use electronic devices



撮影禁止
Do not take photographs



フラッシュ撮影禁止
Do not take flash photographs



ベビーカー使用禁止
Do not use prams



遊泳禁止
No swimming



キャンプ禁止
No camping

安全など（注意）



一般注意
General caution



障害物注意
Caution, obstacles



上り段差注意
Caution, uneven access/
up



下り段差注意
Caution, uneven access/
down



滑面注意
Caution, slippery surface



転落注意
Caution, drop



天井に注意
Caution, overhead



感電注意
Caution, electricity

安全など（指示）



一般指示
General mandatory



静かに
Quiet please



左側にお立ちください
Please stand on the left



右側にお立ちください
Please stand on the right



二列並び
Line up in twos



1 列並び
Line up single



三列並び
Line up in threes



四列並び
Line up in fours



矢印
Directional arrow



発行 平成 25 年 3 月

発行者 福生市

〒197-8501

東京都福生市本町 5 番地

編集 福生市 企画財政部 企画調整課

電話 042-551-1511 (代表)

<http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

